［削る］

へ～チ　［略］

リ　前払式割賦販売契約約款の交付の時期及び交付の方法

二　購入者が読みやすく、理解しやすいような用語により、正確に記載すること。

三　次の表の上欄の事項（商品の引渡しを受ける前に代金の一部を支払う旨を定める前払式割賦販売契約約款にあつては、同欄の一から五までの項の事項）が記載されており、かつ、その内容が同表の下欄の基準に合致していること。

記載すべき事項	内容の基準
一～六　［略］	
七　前払式割賦販売契約約款の交付及び再交付に関すること。	前払式割賦販売契約約款を交付する場合にあつては、その交付の時期及び交付の方法並びに購入者から当該約款の再交付を求められたときは、遅滞なく、当該約款を再交付する旨が定められていること。

四・五　［略］

（営業保証金等に充てることができる有価証券の価額）

第十六条　［略］

2　割引の方法により発行した債券については、前項の規定の適用については、その発行価額に別記算式により算出した額を加えた額を額面金額とみなす。

（改善命令に係る収支率等）

第二十二条　［略］

2　［略］

3　法第二十条の二第一項第三号の経済産業省令で定める場合は、次のとおりとする。

一～四　［略］

五　販売員その他従業員に対する指導監督が十分でないとき。

六　前払式割賦販売の業務の委託先（委託先が法人であるときは、その業務を執行する社員、取締役、執行役その他の法人の代表者）又は代理店（代理店が法人であるときは、その業務を執行する社員、取締役、執行役その他の法人の代表者）に対する指導が十分でないとき。

七　購入者に対して、前払式割賦販売の契約に関する事項であつてその判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、事実を告げないとき、又は不実のこと若しくは誤解させるおそれのあることを告げ、若しくは表示したとき。

八　［略］

九　前払式割賦販売の契約を締結させ、又は前払式割賦販売の契約の解除を妨げるため、購入者を威迫したとき。

十　購入者からの前払式割賦販売の契約の解除の申出を受けることを拒否し、又は不当に遅延させたとき。

十一　前払式割賦販売の業務に関して取得した購入者に関する情報の適切な取扱い及び購入者からの苦情の適切かつ迅速な処理のために必要な措置を講じていないとき。

十二・十三　［略］

へ　商品の商標又は製造者名及び機種又は型式

ト～リ　［略］

［新設］

二　第一条第一項第二号の表の上欄に掲げる用語をそれぞれ同表の下欄に掲げる定義により用いること。

三　次の表の上欄の事項（商品の引渡しを受ける前に代金の一部を支払う旨を定める前払式割賦販売契約約款にあつては、同欄の一から五までの項の事項）が記載されており、かつ、その内容が同表の下欄の基準に合致していること。

記載すべき事項	内容の基準
一～六　［略］	
［新設］	［新設］

四・五　［略］

（営業保証金等に充てることができる有価証券の価額）

第十六条　［略］

2　割引の方法により発行した債券で供託の日から償還期限までの期間が五年を超えるものについては、前項の規定の適用については、その発行価額に別記算式により算出した額を加えた額を額面金額とみなす。

（改善命令に係る収支率等）

第二十二条　［略］

2　［略］

3　法第二十条の二第一項第三号の経済産業省令で定める場合は、次のとおりとする。

一～四　［略］

五　販売員、集金員その他従業員に対する指導監督が十分でないとき。

六　代理店（代理店が法人であるときは、その業務を執行する社員、取締役、執行役その他の法人の代表者）に対する指導が十分でないとき。

七　購入者に対して、前払式割賦販売の契約に関する事項であつてその判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、事実を告げないとき、又は不実のこと若しくは誤解させるおそれのあることを告げたとき。

八　［略］

［新設］

［新設］

［新設］

九・十　［略］